不合理な税制改正に対する
特別区の主張（令和８年度版）【概要】

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度の導入・拡大など、地方税の本旨を無視した不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。

また、令和８年度与党税制改正大綱では、「法人事業税の更なる国税化」については令和９年度の税制改正において、「特別区の土地に係る固定資産税への措置」については令和９年度以降の税制改正において、それぞれ結論を得ることが示され、更なる収奪の動きが見受けられます。

しかし、特別区には、首都圏特有の財政需要があり、将来にわたって膨大な額の財源が必要です。さらに、長引く物価高騰は、特別区の財政にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。

地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

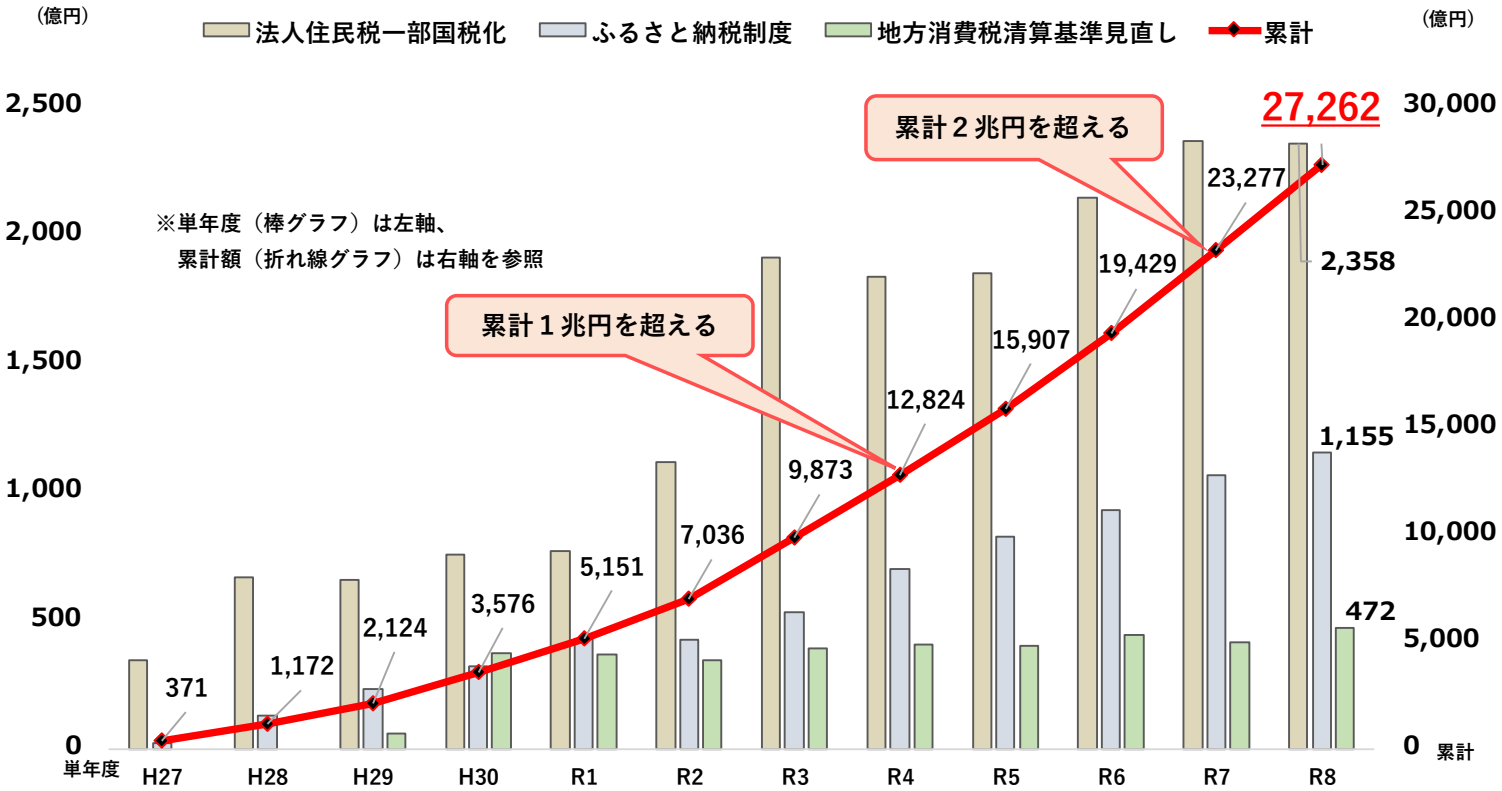
令和８年10月

特 別 区 長 会

1．不合理な税制改正による影響は深刻

✓ 不合理な税制改正による特別区への影響額は、**令和８年度で約4,000億円、平成27年度からの累計で約2兆7,000億円**に上ります。
✓ 本来であれば、区民の皆様のために使われるべく納めていただいた税金が、「東京は財源に余裕がある」等の**一方的な見方によって、国に奪われています。**
✓ **これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視**したものです。

◆ 不合理な税制改正による影響額（H27～R８各年度及び累計額）



※法人住民税の一部国税化による減収額は、平成26年度及び平成28年度税制改正による影響額であり、一部国税化が始まる前の状況との比較。
　地方消費税清算基準の見直しによる減収額は、平成29年度及び平成30年度税制改正による影響額。
※令和7年度及び令和8年度の法人住民税一部国税化及び地方消費税清算基準見直しの影響額については、特別区長会事務局が試算した推計値。

◆ 令和８年度減収額 約4,000億円とは…

・最大の人口（90万人程度）を有する区の１年間の決算額



・区民一人当たり約４万１千円



・ごみの収集・運搬にかかる費用23区全体 約４年分



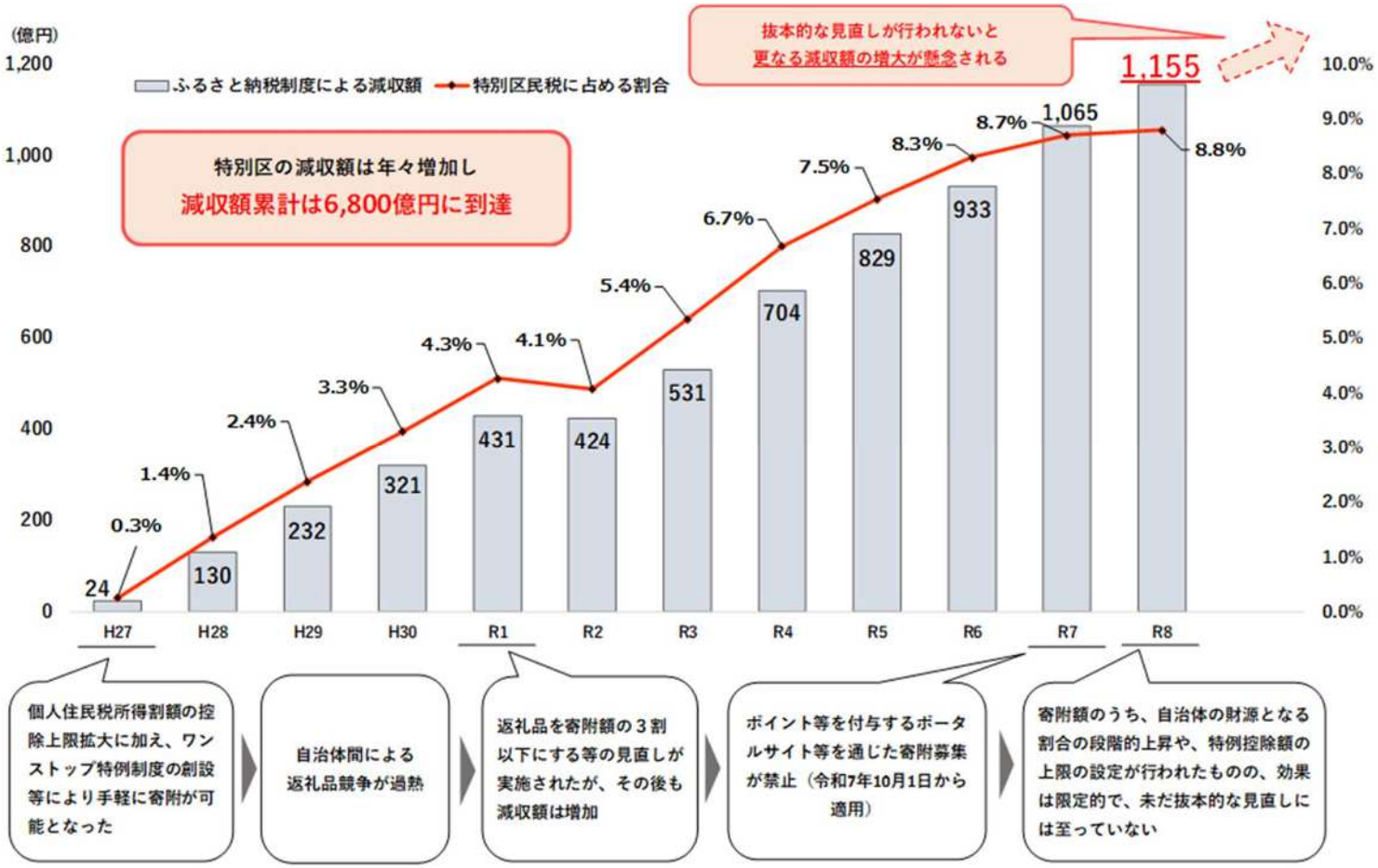
に相当し、これだけ大きな規模の額が奪われている

※人口は「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、１年間の決算額及びごみの収集・運搬にかかる費用は「令和６年度特別区決算状況」を基に作成。

2．ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的見直しが必要

- ✓ 令和８年度の特別区における**住民税の減収額は、特別区全体で約1,155億円**となり、これは**特別区民税の10％**に迫る規模です。
- ✓ **平成27年度からの減収累計額は、6,800億円超**に及んでいます。
- ✓ **特例控除額の上限が新たに設定されたものの、**令和7年度寄附金控除額を基に試算した場合、**効果が限定的である**など、未だに課題が山積しています。
- ✓ ふるさと納税制度は、地方自治体の行政サービスに要する経費を地域の住民が負担し合う住民税の在り方を逸脱し、**地方自治の根幹を破壊するもの**であり、**廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきです。**

◆ ふるさと納税制度による減収額及び特別区民税に占める割合



※ 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

◆ 特例控除額に上限が設定されたことにより抑制される住民税流出額

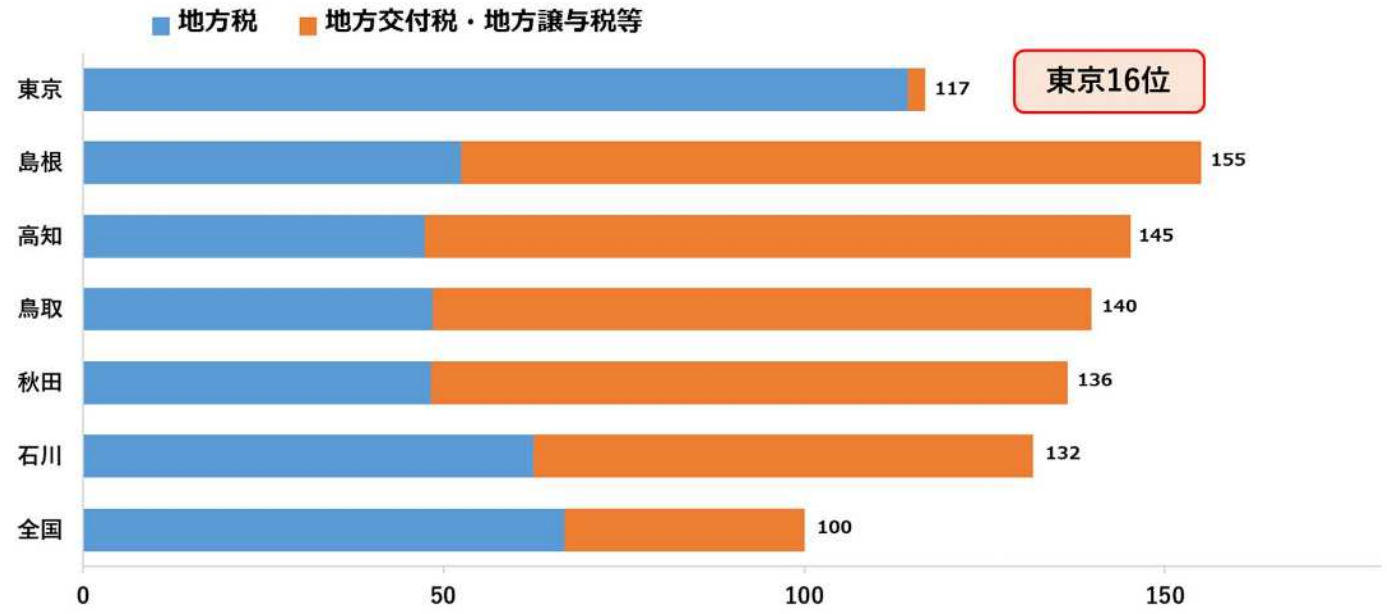
下記所得水準で上限額が設定された場合に抑制される住民税流出額				
所得水準の上限	給与収入１億円超相当の所得水準	給与収入5,000万円超相当の所得水準	給与収入2,000万円超相当の所得水準	給与収入1,000万円超相当の所得水準
抑制される住民税流出額	**53.1億円**	82.6億円	184.1億円	378.9億円
令和7年度寄附金控除額（1,065億円）に対する割合	**5.0%**	7.8%	17.3%	35.6%

※ 特別区において流出が抑制される住民税額は、「令和7年度（令和6年分）寄附金控除額」から特別区長会事務局にて試算。

3．東京の地方財源が突出しているわけではない

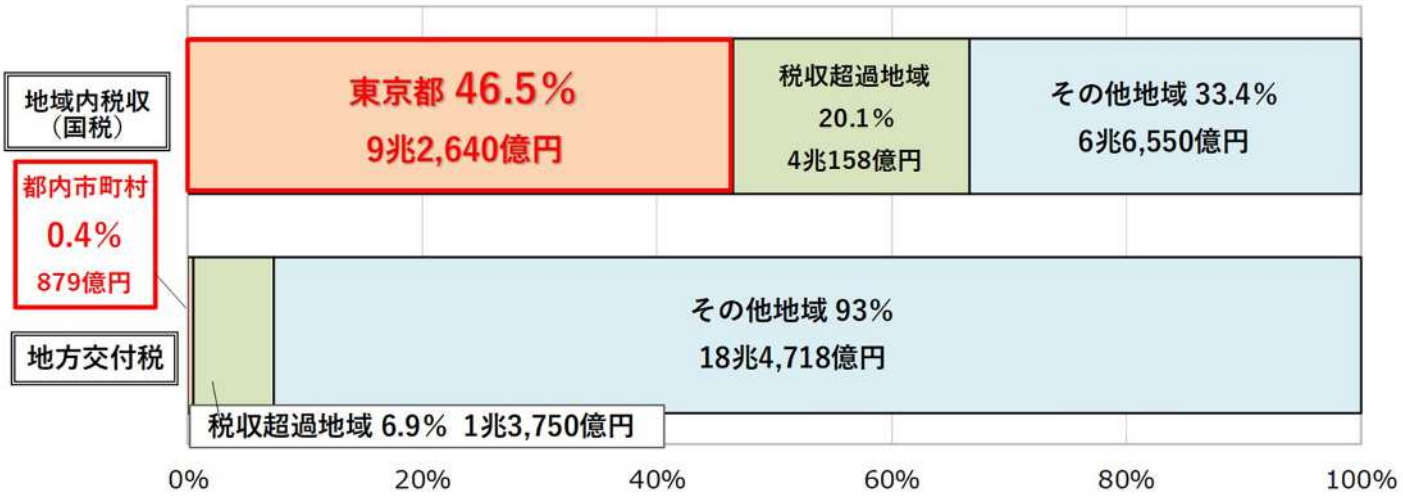
✓ 人口一人当たりの地方税収の格差を是正するため、地方税の見直しが必要との見方があります。
✓ しかし、地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると**東京が突出して多いわけではありません。**
✓ 今後も膨大な財政需要への対応が不可欠な中、**東京一極集中を理由とした、偏在是正措置については、決して容認することはできません。**

◆ 人口一人当たりの地方財源（全国を100とした場合）



※ 総務省「令和８年度　地方税に関する参考計数資料」を基に作成。

◆ 地方交付税財源の収入と配分



地域内税収＝国税のうち、所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税19.5%及び地方法人税の合計

※ 国税庁「令和６年度　統計年報（国税徴収　都道府県別の徴収状況）」、
総務省「令和６年度　地方財政統計年報（都道府県歳入決算・市町村歳入決算）」を基に作成。

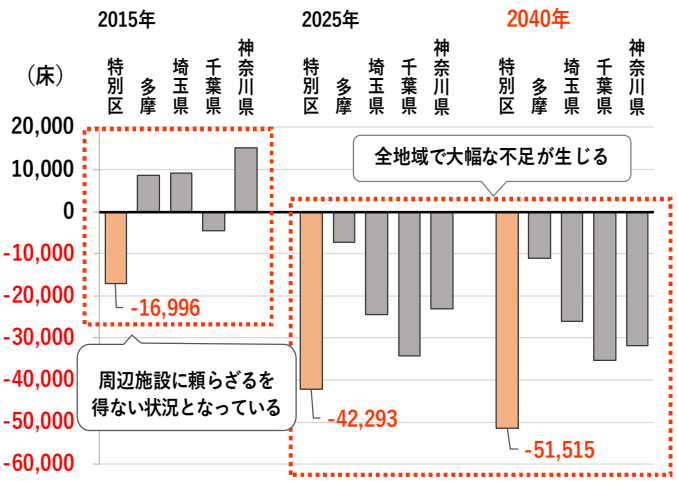
地方交付税の原資の５割弱（約9.3兆円）は、東京都の住民（個人、法人）が負担した税であり、すでに地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。

4．今後も多くの財源が必要

✓ 特別区は、急激な高齢化への対応や首都直下地震等の自然災害への対策、膨大な公共施設の改築をはじめ、**今後も多くの財源を必要**としています。

◆2040年に不足が見込まれる51,515床分の介護入所施設を整備する場合、**約３兆円**の経費が必要となります。

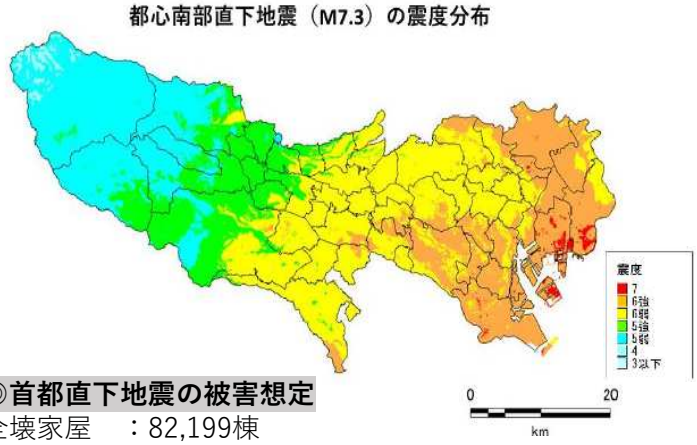
介護入所施設の収容能力の現状と見通し



※日本創生会議「一都三県における介護施設の収容能力の現状と見通し」、令和８年度都区財政調整における算定経費を基に作成。

◆首都直下地震等の自然災害への備えとして、公共施設（避難所等）の耐震化や、木造住宅密集地域の不燃化などの**防災・減災対策が急務**となっています。

都心南部直下地震（M7.3）の震度分布



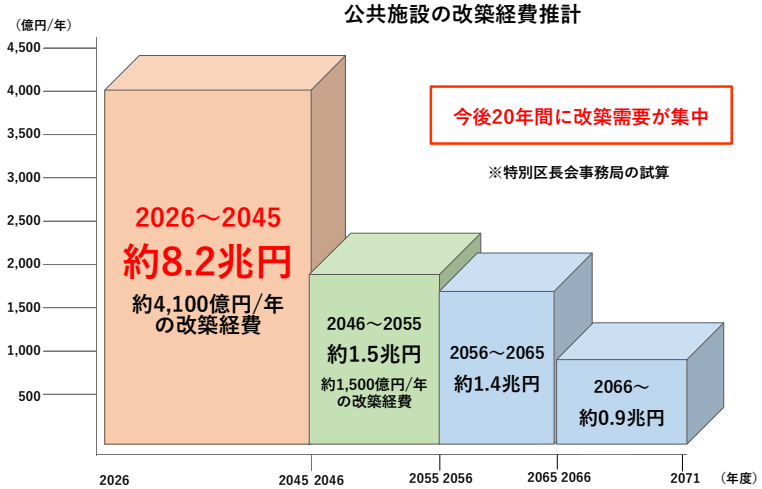
◎首都直下地震の被害想定

全壊家屋　：82,199棟
焼失　　：118,734棟
避難者　　：約300万人
帰宅困難者：約368万人

※東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月25日公表)を基に作成。

◆ 2045年度までに必要な公共施設の改築需要は**約8.2兆円**にも及ぶ

公共施設の改築経費推計



特に**小中学校では、築45年超えの建物の面積が５割を超える**等、全国と比べても老朽化が著しく進んでおり、**防災の観点からも改築が必要**となっています。

5．地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

✓ 今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は是正すべきです。

✓ **国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿**であり、今後とも特別区長会は、地方税財源の充実・確保及び不合理な税制の是正を国に求めていきます。